

鳥取県告示第179号

平成13年鳥取県告示第603号（高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成21年3月31日から施行する。

平成21年 3 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
鳥取市東町一丁目220 <u>鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課内</u> 鳥取市立川町六丁目176 東部総合事務所内 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課内 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課内 米子市糺町一丁目160 西部総合事務所内 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課内	鳥取市東町一丁目220 <u>鳥取県生活環境部住宅政策課内</u> 鳥取市立川町六丁目176 東部総合事務所内 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課内 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課内 米子市糺町一丁目160 西部総合事務所内 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課内